



令和元年12月16日
和歌山大学教育学部附属特別支援学校
養護教諭 鶴岡 尚子

12月は何かとあわただしいですね。生活リズムが崩れがちで、また感染症もはやる時期です。みなさんにとってはクリスマスにお正月と、お楽しみがいっぱいの冬休みですが、体調管理には十分気を配るようにしましょう。

いま注目の
感染症

インフルエンザの出席停止期間について 学校保健安全法施行規則第十九条

「解熱後2日が経過するまで」かつ「発症後5日が経過していること」が登校開始の条件です。



本校では、まだインフルエンザの流行はみられません。和歌山市はすでに流行期に入っています。休む期間について上記のように定められていますので、ご協力をお願いします。

薬の効果が熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力は残っています。出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えてください。インフルエンザと診断されたら、学校から「インフルエンザによる欠席届け」をもらって保護者の方が記入し、学校に提出することで出席停止扱いとなります。



インフル対策 本当に効果があるのは？

おなじみの予防法には、実はあまり効果がなかったり、効果がはっきりしないものもあることが最近わかってきました。では、どうすれば効果的に防げるのでしょうか。(参考：朝日新聞)

消毒スプレー

アルコールはウイルスに効果があるが、過信は禁物。くしゃみやせきで飛び散ったインフルエンザウイルスには効果が薄いことがある。

うがい

まったく効果がないわけではないが、いったん細胞に侵入したウイルスをうがいで洗い流すことは難しい。

手洗い

インフルエンザのウイルスを洗い流す効果あり。水洗いだけでも、30秒以内にウイルスは感染力を失う。

その他

マスクは隙間からウイルスが入ることはあるが、かかった人がすると、くしゃみやせきによるしぶきを広げない。毎年**ワクチン**接種はおすすめ。

保護者のかたに向けた。ちよっとひと息...こころのおはなし

11月1日の「防災」、8日「性の話」の研修会にご参加下さった保護者の方々、お忙しい中ありがとうございました。「防災」では、「災害が起こった時に避難できる場所がどこにあるのか。福祉避難所は利用できるのか。」「子どもと一緒に避難生活を体験できる機会があれば...」といった声が聞かれました。地域には高齢の方、障害のある方、女性や乳幼児、外国籍の方など、災害時に配慮が必要な方が一緒に暮らしているのが当たり前です。全ての方が安心して暮らせる方法を防災を通じて考えられたらいいなと思います。と、大きなことを言いましたが、まずは自助と、学校の安全防災の充実から(^^)

「性」の話は、本当は保護者のかた、お一人お一人とお子様のことについてお話したいくらいです。それだけ個人差もあり、大切な話だと思うので。何か気になることなどありましたら、いつでも保健室までお越しください！